

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、町・県・指定地方行政機関・指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町土並びに町民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づく「色麻町地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、色麻町防災会議が策定する計画であり、色麻町における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

町では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、風水害等の防災対策を推進する。

さらに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期するものとする。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は次のとおりとする。
 - 第1章 総 則
 - 第2章 災害予防対策
 - 第3章 災害応急対策
 - 第4章 災害復旧・復興対策

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目 的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互に協力するものとする。

第2 組 織

1 防災会議

色麻町防災会議は、町長を会長として、災害対策基本法第16条の規定に基づき色麻町防災会議条例（昭和37年12月28日条例第21号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町の防災に関する計画を作成し、その実施推進を図るとともに、災害情報の収集等を行うことを所掌事務とする。

2 災害対策本部等

町内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づく色麻町災害対策本部並びに各防災関係機関の防災組織により、応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

資料編	・資料2 防災会議の構成機関・委員名
	・資料3 色麻町防災会議条例
	・資料4 色麻町災害対策本部条例

第3 各機関の役割

1 色麻町

色麻町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を行う。

2 県

県は、自ら指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体の協力を得て防災活動を行うとともに、色麻町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び色麻町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を行うとともに、県及び色麻町の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、県、色麻町、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

なお、町民一人ひとりには「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平時から地域、家庭、職場等で災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。地域内の住民は、それぞれの立場において防災に寄与するように努める。

第4 防災関係機関の業務大綱

1 町・町の機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
色麻町	1 市町村防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 3 防災に関する施設・設備の整備 4 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 5 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 6 避難の指示、勧告及び避難所の開設 7 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 8 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 9 水、食料その他物資の備蓄確保 10 清掃、防疫その他保健衛生の実施 11 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 12 公立小・中学校の応急教育対策 13 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 14 被災宅地危険度判定業務に関する事務 15 その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
色麻町消防団	1 水害火災その他災害の予防活動 2 災害情報の収集、伝達 3 消防施設の整備、点検等管理 4 警戒活動 5 消防活動 6 水防活動 7 住民の避難誘導及び避難所の管理
色麻町防犯実働隊 交通安全指導員	1 災害警備活動 2 交通規制及び交通秩序の確保 3 避難所等の巡回警備
色麻町教育委員会	1 町立学校施設等の災害対策 2 町立学校児童生徒の安全対策 3 町立学校の応急教育対策 4 社会教育・社会体育施設等所管施設及び文化財の災害対策

2 消防・警察

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大崎地域 広域行政事務組合 消防本部 中新田消防署	1 水害・火災その他災害の予防活動 2 災害情報の収集、伝達 3 消防施設の整備、点検等管理 4 警戒活動 5 消防活動 6 水防活動 7 救急、救護活動
加美警察署	1 災害情報の収集、伝達 2 被災者の救出及び負傷者の救護 3 行方不明者の捜索 4 死体の検視・見分 5 交通規制及び交通秩序の確保 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動

3 一部事務組合

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大崎地域 広域行政事務組合	1 廃棄物処理対策 2 死体等の火葬対策
加美郡保健医療 福祉行政事務組合 公立加美病院	1 医療、救護活動 2 防疫及び保健衛生の指導、協力

4 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自衛隊 (陸上自衛隊第22 普通科連隊)	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における緊急医療活動

5 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北森林管理局 宮城北部 森林管理署	1 森林治水、治山による災害防除 2 保安林・保安施設・地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 山火事防止対策 4 災害時復旧用材(国有林材)の備蓄及び供給 5 林道の適正な管理
東北農政局 消費・安全部 地域第二課	災害時における主要食糧等の需給対策
仙台管区気象台	気象・地象・水象の観測及び防災気象情報(気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報及び台風や大雨、あるいは火山噴火等の現象に関する情報をいう。以下同じ。)の発表と伝達 1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理 2 情報処理・通信システムの整備・充実 3 防災気象情報の発表及び伝達体制の構築

6 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北電力(株) 古川営業所	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保
東日本電信電話(株) 宮城支店	1 通信ネットワークの信頼性向上 2 災害非常通信の調査及び気象予警報の伝達 3 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保
日本郵政事業(株) 色麻郵便局 王城寺原郵便局	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における郵政事業に係わる特別事務取扱い及び援護対策 3 管理施設、用地の提供
日本赤十字社 宮城県支部 色麻町分区	1 災害時における医療・助産、その他救助の実施 2 防災ボランティア等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集及び配分

7 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
加美郡医師会	1 医療、救護活動 2 防疫及び保健衛生の指導、協力
ミヤコーバス(株) 古川営業所	1 災害時における緊急避難輸送 2 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達 3 災害非常時における無線通信による情報の伝達
社団法人 宮城県トラック協会 大崎支部	災害時における緊急物資のトラック輸送確保
社団法人 宮城県 エルピーガス協会 大崎第三支部	液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保

8 宮城県の機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
宮城県	1 宮城県防災会議の事務 2 宮城県災害対策本部の事務 3 防災に関する施設・設備の整備 4 通信体制の整備・強化 5 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 6 情報の収集・伝達及び広報 7 自衛隊への災害派遣要請 8 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 9 公共施設等の防災措置 10 交通及び緊急輸送の確保 11 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・ 救援 12 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害 の拡大防止のための応急対策 13 保健衛生、文教対策 14 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 15 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 16 被災宅地危険度判定事務に関する支援 17 大規模地震災害時における、被災建築物応急危険度判定業務に関する事務 18 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
北部地方振興事務所	1 災害情報の収集 2 消防対策 3 各防災関係機関との連絡調整 4 食料対策 5 農業用揚・排水施設対策 6 土地改良事業対策 7 その他農林業対策
北部県税事務所	県税の減免措置

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	1 災害救助法に基づく救助事務 2 医療救護対策 3 防疫対策 4 給水対策 5 廃棄物処理対策 6 その他保健環境対策 7 その他生活福祉対策
北部家畜保健衛生所	1 家畜の防疫対策 2 家畜の保健環境対策
北部土木事務所	1 水防対策 2 住宅対策 3 交通施設、障害物の除去対策 4 その他土木、建築関係対策
大崎地方ダム 総合事務所	1 ダム施設等の整備及び防災管理 2 ダム施設における通信及び災害復旧対策
北部教育事務所	1 文教対策 2 文化財の保護対策

9 公共的機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
加美よつば 農業協同組合	1 農作物、家畜等の被害調査及び災害応急対策 2 災害時における種もみ、その他営農資材、家畜飼料等の需給対策及び病害虫防除の指導 3 食料の確保 4 災害に伴う営農資金の貸付及びあっせん
六の国農業共済組合	1 被災水稻、麦、果樹等の被害調査及び共済金の支払い業務 2 被災家畜、家屋、農機器の被害調査及び共済金の支払い業務 3 家畜の防疫業務
加美商工会	1 商工災害対策及びり災商工業者の経営対策 2 災害時における生活必需物資の確保
色麻土地改良区 大崎土地改良区	1 灌がい排水施設の防護対策 2 農地保全、又は利用上必要な施設等の災害応急対策
大崎森林組合	1 森林の被害調査及び災害復旧対策 2 災害時における資材等の需給対策及び病害虫防除の指導 3 林野火災対策 4 災害に伴う資金の貸付及びあっせん
色麻町有線放送 農業協同組合	1 災害時における通信確保対策 2 災害時における情報提供、広報対策
色麻町 社会福祉協議会	1 災害時における災害ボランティアセンターの設置と被災者ニーズの把握 2 ボランティアの要請及び関係団体の育成支援 3 災害ボランティア団体等のネットワーク構築 4 災害義援金並びに義援物資の募集

第3節 色麻町の概況

第1 自然条件

本町は、東経 140.51'、北緯 38.32' (役場所在地) 宮城県北西部に位置し、東西約 24 km と長く、南北は約 5 km の狭いくさび型であるのが特徴で、総面積は 109.23 km² である。

西部及び南部は奥羽山系に属する前船形山 (1,314m) 船形山 (1,500m) 花染山 (1,018 m) 等からなる山岳地帯を形成し西に支脈を発している。これら山岳地帯を源とする保野川は西部から北西部を流れ、田圃を潤し、加美町 (旧中新田町) 河原で鳴瀬川に注ぐ。また三峯山、花染山等に水源を有する花川は、西南から中心に向かって縦貫し、穀倉地帯を潤し、袋地区北目裏で鳴瀬川に合流しており、東北部一帯の平地帯は農耕地を形成し、大崎耕土の一部をなしている。

本町の気象状況を見ると、3月から5月にかけて大陸からの季節風が吹き、それが奥羽山脈にさえぎられフェーン現象を起こし火災が発生しやすい時期となる。5月から7月には梅雨前線が停滞して雨の日が多くなり、8月から10月までは台風に見舞われる。11月から3月までは大陸性高気圧の影響から、降雨は少なく空気が乾燥し、また12月から2月までは降雪がある。

【 気象の状況 (平成 20 年 1 月 ~ 12 月) 】

区分	気温 (°C)			降水量 (mm)	降雪量 (cm)	午前 9 時風速 (m)
	午前 9 時	最高	最低			
1 月	0.40	5.00	-6.00	3.0	59.0	3.4
2 月	0.20	4.00	-4.00	0.0	60.0	3.4
3 月	7.30	13.00	3.00	25.0	10.0	3.1
4 月	11.60	16.00	9.00	80.0	3.4	4.1
5 月	16.20	25.00	8.00	74.9	0.0	3.3
6 月	18.50	24.00	12.00	16.1	0.0	2.1
7 月	23.60	27.00	17.00	99.9	0.0	2.1
8 月	23.80	30.00	17.00	392.2	0.0	1.8
9 月	21.90	27.00	14.00	58.4	0.0	2.7
10 月	16.50	21.00	9.00	152.3	0.0	2.5
11 月	7.70	15.00	-1.00	64.2	6.0	3.3
12 月	4.20	12.00	0.00	41.9	49.5	3.1
平均	12.66	18.25	6.50	合計値 1,007.9	合計値 187.9	2.9

資料：中新田消防署

第2 社会条件

1 人口・世帯数の推移

本町は、加美郡の南端に位置し、北は加美町（旧小野田町、旧宮崎町）、東は加美町（旧中新田町）、大崎市（旧三本木町）、西は奥羽山系を境に山形県尾花沢市、仙台市、南は黒川郡大和町、大衡村と接している。

県庁まで約 35 km の位置にあり、町を南北に縦断する国道 457 号は、岩手県一関市と白石市を結び、国道 4 号と並行しているため経済交流の重要路として、また、大衡村で国道 4 号と合流するため、仙台市への経済交流、通勤、通学の基幹道路となっている。

人口と世帯数の推移をみると昭和 30 年の 10,343 人をピークに年々減少してきたが、近年はその減少率が鈍化している。世帯数は横ばい状態で、1 世帯当たりの人口では昭和 30 年の 6.8 人から減少しており、平成 17 年には 4.2 人となり、核家族化、少子化が進んでいる。

【 人口・世帯の推移 】

年度	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯当り人口 (人/世帯)
昭和 40	9,146	4,456	4,690	1,622	5.6
45	8,836	4,427	4,409	1,680	5.3
50	8,616	4,305	4,311	1,732	5.0
55	8,865	4,409	4,456	1,784	5.0
60	8,794	4,339	4,455	1,825	4.8
平成 2	8,717	4,280	4,437	1,806	4.8
7	8,463	4,175	4,288	1,833	4.6
12	8,162	4,018	4,144	1,922	4.3
17	7,856	3,829	4,027	1,884	4.1

資料：国勢調査 単位：人、世帯

【 行政区別人口と世帯数 】

行政区	人口			世帯数	行政区	人口			世帯数
	男	女	計			男	女	計	
南大	158	172	330	76	上黒沢	149	156	305	80
北大	216	213	429	114	下黒沢	101	119	220	52
大原	226	217	443	130	下高城	160	179	339	79
伝八・除	79	77	156	32	上高城	116	143	259	69
一の関	194	215	409	98	吉田	58	56	114	30
道命	190	185	375	85	志津	101	109	210	44
袋	105	107	212	47	鷹巣	104	121	225	40
向町	101	104	205	49	清水	106	143	249	57

行政区	人口			世帯数	行政区	人口			世帯数
	男	女	計			男	女	計	
二反田	172	198	370	128	高根	133	143	276	68
宿	466	491	957	292	平沢	74	84	158	34
上郷	165	177	342	88	小栗山	81	80	161	36
王城寺	193	191	384	89					
花川沢口	142	132	274	64					
新田	99	100	199	48	計	3,689	3,912	7,601	1,929

資料：住民基本台帳（平成 21 年 3 月 31 日現在） 単位：人

【 身体障害者手帳所持者数 】

視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	肢体 不自由	心臓等 内部障害	音声・言語・ そしゃく機能障害	合 計
26 (17)	22 (9)	194 (112)	99 (83)	4 (2)	345 (223)

(注) ()内人数は、1～3 級該当者数。

資料：福祉課（平成 21 年 3 月 31 日現在） 単位：人

2 年齢階層別人口

年齢階層別人口で見ると、15 歳未満の年少人口及び 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口とも減少しているが、65 歳以上の老年人口は増加している。

平成 7 年 8 月には高齢化率(全人口に占める 65 歳以上人口の割合)が初めて 20%を超え、平成 17 年には 2,044 人(26.0%)となるなど、高齢化が進行している。

【 人口・世帯の推移 】

区分	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上
昭和 55	1,784(20.1%)	6,124(69.1%)	957(10.8%)
60	1,882(21.4%)	5,823(66.2%)	1,089(12.4%)
平成 2	1,752(20.1%)	5,617(64.4%)	1,348(15.5%)
7	1,481(17.5%)	5,280(62.4%)	1,702(20.1%)
12	1,159(14.2%)	5,098(62.5%)	1,905(23.3%)
17	1,005(12.8%)	4,807(61.2%)	2,044(26.0%)

資料：国勢調査 単位：人

3 産業別人口

産業別人口で見ると、第1次産業人口が減少、第2次・第3次産業人口が増加してきた。昭和55年には構成比で第2次・第3次産業人口が第1次産業人口を上回り、第2次・第3次産業人口への移行が進んでいる。

【 産業別人口の推移 】

年度	総数(人) (構成比率%)	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和 40	4,236 (100.0)	3,265 (77.1)	363 (8.6)	608 (14.3)
45	4,618 (100.0)	3,290 (71.2)	494 (10.7)	834 (18.1)
50	4,510 (100.0)	2,651 (58.8)	844 (18.7)	1,015 (22.5)
55	4,605 (100.0)	1,744 (37.9)	1,614 (35.0)	1,247 (27.1)
60	4,706 (100.0)	2,056 (43.7)	1,344 (28.6)	1,306 (27.7)
平成 2	4,558 (100.0)	1,598 (35.1)	1,577 (34.6)	1,383 (30.3)
7	4,342 (100.0)	1,162 (26.8)	1,609 (37.0)	1,571 (36.2)
12	4,287 (100.0)	983 (22.9)	1,661 (38.8)	1,643 (38.3)
17	4,134 (100.0)	949 (23.0)	1,422 (34.4)	1,762 (42.6)

資料：国勢調査 単位：人、%

第3 色麻町の過去における災害の概況

1 既往の災害の概況

近年、本町が経験した災害の概況は次のとおりである。

(1) 自然災害(風水害)

【 本町が経験した風水害 】

名 称	発生年月日	被 害 の 状 況
突風による被害	S54.3.31	建物一部被害 16 棟、通信被害 119 箇所、農業施設(ハウス棟)33 箇所 被害額 7,450 千円
台風 16 号	S54.10.1	りんご落下被害 22.1ha 被害額 31,190 千円
台風 20 号	S54.10.19	建物一部被害 18 棟、文教施設 3 箇所、床下浸水 1 棟、水田冠水 34ha、道路 7 箇所、河川 2 箇所、がけ崩れ 1 箇所、通信被害 20 箇所、りんご落下 440t 被害額 93,750 千円
台風 15 号	S56.8.23	建物被害 4 棟、りんご倒木・落下 300 本 被害額 50,000 千円

名 称	発生年月日	被 害 の 状 況
台風 18 号	S57.9.12	床下浸水 4 棟、建物一部被害 2 棟、道路 10 箇所、がけ崩れ 6 箇所、河川 14 箇所、林道 3 箇所、堰流出 3 箇所、用水路 8 箇所、橋りょう 2 箇所、水道施設 1 箇所、農作物 被害額 187,460 千円
台風 10 号	S61.8.5	住宅浸水(床上 1 箇所、床下 5 箇所)、河川 23 箇所、町道 1 箇所、農業用施設 11 箇所、水田等冠水 51ha、林道 16 箇所、がけ崩れ 1 箇所 被害額 645,103 千円
台風 5 号	H10.9.16	町道 2 箇所、林道 1 箇所、農業用施設 2 箇所、水田冠水 7ha、りんご落下 2ha、公共施設 1 箇所、倒木 9 箇所、電柱倒 1 箇所 被害額 130,310 千円
台風 18 号	H21.10.8	町道 7 箇所、農業用施設 2 箇所、水田冠水等 6ha、がけ崩落 1 箇所 避難勧告 4 地区 47 世帯 避難指示 1 地区 10 世帯 被害額 48,275 千円

資料：色麻町

第4節 色麻町地域防災計画（風水害等災害対策編）の方向

第1 防災体制の整備確立

町は、災害による被害の軽減を図るため、迅速適切な措置をとり得るよう、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び住民を一体とした防災体制を整備するため次の施策に重点を置く。

- 1 防災知識の周知徹底
- 2 防災組織の確立
- 3 防災施設の整備促進

第2 防災事業の推進

町は、風水害等による被害を防除するため、土地利用に基づく地域の危険要因、地域特性を整理・分析し、対策を検討し災害の未然防止の徹底に努めるとともに、今後の河川改修工事や予防治山の促進などについて関係機関、関係団体との協議を行い、住民の安全と生命・財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。

- 1 治山・治水等の保全事業
- 2 建物の不燃化の普及促進
- 3 災害危険区域に対する安全対策
- 4 水源林等の災害防止林造成
- 5 河川改修事業の推進
- 6 災害危険区域に対する環境安全対策

第3 防災のための調査研究

町は、防災対策の基礎となるべき調査研究を積極的に行い、災害対策の一層の充実に努める。

